



新たな一歩 キックオフ集会

4月2日、新処分に対して1万件の審査請求を！

いのちのとりでを守るため結集

4月2日（木）、参議院議員会館講堂にて、ハイブリッド形式の「いのちのとりでを守る 新たな一歩 キックオフ集会～司法軽視の再減額処分に1万件の審査請求を！～」が開かれました。

今回の集会は、厚労省が最高裁判決を受けて行う追加給付、特別給付の内容と問題を理解し、追加給付に対する1万件の審査請求を呼びかけることを目的に開催したものです。事前案内期間が短かったにもかかわらず多くの方が集まり、集会を通じて新たな審査請求を行うための連帯を深めました。



司会は、共同代表の雨宮処凛（作家・活動家）さん。開会の挨拶は、共同代表の吉田松雄さん（全国生活と健康を守る会連合会会長）。厚労省による追加給付は、生活保護利用者にはほとんど知られていない問題がある。生健会などに入っていない生活保護利用者に、最高裁判決の成果として支給されることを理解してもらい、また追加給付を受け取るように勧めていることが紹介されました。



基調講演をする小久保哲郎弁護士

基調報告—「いのちのとりで裁判」第2ラウンドの闘い 追加給付から審査請求運動へ

事務局長の小久保哲郎弁護士が、基調報告を行いました。2025年6月27日最高裁判決の概要、厚労省内に設置された専門委員会の議論を振り返り、厚労省が行う特別給付と追加給付について、それぞれどのような内容で、どのように給付されるのかを説明しました。原告と原告以外の生活保護利用者、保護を廃止されている者により、支給される時期や給付内容が異なること、提出資料も煩雑であることが、具体的に説明されました。

2月20日の社会・援護局長通知で、原告については、判決が確定しない限り追加給付がされない方針が示されたことから、3月24日に厚労省交渉を行ったところ、訴訟で争われていない期間については、判決が確定している原告と同様に先に支払われることを確認しました。しかし、そのとおりにしない自治体もあるので、運用を確認して是正を求めていく必要があります。

5月14日(木)に全国一斉電話相談会開催

原告のあと、原告以外の生活保護利用世帯、その後夏ころから生活保護廃止世帯への追加給付が始まるはずですが、ただし、保護廃止世帯は申出が必要で、申出の書類もかなり複雑なので、さまざまな問題が生じることが予想されます。周知が十分になされるのか監視し、これも、問題が生じれば是正を求めていく必要があります。

追加給付は、本来、厚労省が支払わなければならない額の一部にすぎません。追加給付について、全額支給を求めて、新たに1万件の審査請求運動を起こすことが呼びかけられました。全国に先んじて、大阪では5月13日(水)午後集団審査請求を行うこと、そして5月14日(木)に全国一斉電話相談会を開きます。

「権利は闘う者の手にある」

三位一体の団結力で第2ラウンドに進もう

最後に、朝日訴訟原告の朝日茂さんの「権利は闘う者の手にある」という言葉を紹介し、今こそ当事者・弁護団・支援者は、三位一体の団結を大切に育て、闘いの第2ラウンドに進もうと呼びかけました。

保護費の追加給付や原告への特別給付の具体的な内容や手続きについては、当サイトの[小久保哲郎弁護士](#)の[基調報告資料](#)をご覧ください。

原告・支援者からの発言

大阪の原告・山内一茂さん

病気のためフルタイムで働くことが難しく、生活保護を13年前の裁判を始める時、自分だけの問題ではないと立ち上がりました。原告とそれ以外の保護利用者を分けることに腹を立てています。原告への特別給付は贈与だということにも、納得できません。年に1回、障害者が集まる大会に行くことを楽しみにしているが、生活が厳しくなる中で、これまで以上に500円貯金など節約せざるをえない。このままでは闘いをやめるわけにはいきません。

京都の原告・森絹子さん

何もわからないまま原告になり、裁判を通じていろいろな人と出会い、温かいつながりを感じています。大切に思うこと、感じられることがいっぱいあり、裁判をした12年は私の宝物です。最高裁でも勝訴しました。ところが原告と原告以外の補償が異なるとは想像もしていませんでした。原告になれない人のために闘ってきたのに、補償が部分的な支給に留まることや贈与だということが許せません。私は黙っていませんよ。不服申し立てをして、全額支給を求めます。これからも頑張りましょう。

北海道の保護利用者・市村忍さん

2009年4月から、母とともに生活保護を受けています。うつ病を患う中で、自力で保護申請に行きました。その後、生健会に入り、すでに行われている裁判を初めて知りました。これまで支援してきました。年々、保護費が減らされ、また物価高の影響で、生活のやりくりは大変です。国は、最高裁判決を無視し全額補償せず、誠意がありません。物価高が進むなかでも保護基準を上げる話はなく、賃労働ができない者は死んでも構わないと言わばかりです。怒りと抗議の意をもって審査請求を行います。

愛知の原告・澤村彰さん

愛知は最高裁判決で確定しています。私は、厚労省の対応について、支給と呼ばず給付と呼ぶことのおかしさ、係争中の原告には給付が遅いことのおかしさ、審査請求をせざるをえないこと自体が、最高裁判決に従わないということでありおかしいと指摘します。厚生労働省の補償がおかしいことを証明するために、もう一度、闘います。

神奈川の原告・高橋史帆さん

神奈川は、幸いにも2月に判決が確定しました。追加給付が始まっている方がいてほっとしています。しかし、まだ給付をもらっていない人は、いつになるのかと不安になっています。これは、判決が確定していない地域の原告も同じ思いです。こうやって人を分断する政策は許されないと考えます。高市政権になって、生活保護者への誹謗が酷くなっているが、冗談ではないです。ともに闘いましょう。



(神奈川の原告・高橋史帆さん)

東京の保護利用者・川西浩之さん

原告とそれ以外の保護利用者を分けることは、生活保護法に違反します。今回の追加給付が決まるまで10年かかっていますし、これからいつまで体力が持つかと思っている人が大勢いると思います。厚生労働省は、病気の人たちに早く死ねと言っているように思います。

ほか、支援者として愛知・樽松佐一さん、大阪・雨田信幸さん、神奈川・峯松益幹さん、石川の武田仁さんが発言しました。

引き続き、優生保護法訴訟弁護団共同代表の新里宏二弁護士から力強い連帯メッセージが寄せられました。

まとめの挨拶～「厚生労働省8つの大罪」

共同代表の尾藤廣喜弁護士が、「厚生労働省8つの大罪」をかけた、まとめの挨拶を行いました。

第1は、原告への謝罪が実行されていないことです。

第2は、「行政」による「司法」の無視です。最高裁判決で取消訴訟判決を受けたにもかかわらず、紛争の一回的解決に反する対応をしています。

第3は、対応策の策定経過の不当性です。本来の基準部会の意見を聞いていません。

第4は、原告間そして原告と原告以外の当事者間で差別を持ち込み、分断を図ろうとしていることです。

第5は、「消費者物価指数以外の指標」＝「消費実態」を反映した数字の根拠自体が不明なことです。

第6は、最高裁で違法とされた処分の決定経過の究明がなされていないことです。

第7は、再発防止策が検討されていないことです。

第8は、「生活保護法」を抜本改正することです。

朝日訴訟原告の朝日茂さんは、非常に優れた人で英雄ですし、敬意を表します。しかし世の中のすべての人が朝日さんになることはできません。普通の当事者が普通の運動をして生活保護制度を変えようとしています。1人の1000歩よりも、1000人の1歩です。今、1万人の審査請求をしようとしています。1万人の1歩、2歩を進めましょう。

詳しくは、当サイトの[尾藤廣喜弁護士まとめの挨拶「厚生労働省8つの大罪」資料](#)をご覧ください。



(まとめの挨拶をする尾藤廣喜弁護士)

国会議員からの応援発言

国会議員の方々からも、厚生労働省対応を批判し、国会審議でも一部補償対応を撤回させるよう尽力する旨の熱い応援メッセージが続きました。

ご発言いただいた方は、次の通りです(発言順)。

共産党・辰巳孝太郎議員、社会民主党・ラサール石井議員、共産党・山添拓議員、社会民主党・福島みずほ議員、立憲民主党・打越さく良議員。

れいわ新選組・天島大輔議員はメッセージを寄せてくださり、傍聴したり、資料を取りに来た議員秘書の方々もたくさんいらっしゃいました。



最高裁判所と厚生労働省に対し、 早期全面解決のため申し入れ



大臣告示と局長通知の発表

生活保護基準引き下げを違法とし、減額処分を取り消した最高裁判決から8か月。

厚生労働省は、2026年2月20日、ようやく、最高裁判決に対応する厚生労働大臣の特例告示と、詳しい手続きを書いた社会・援護局長通知（保護費の追加給付分と原告への特別給付分の2種類）を発表しました。

都市部の単身高齢世帯で最大10.5万円など、支給額の例なども公表され、同年3月6日の東大阪市を皮切りに、まずは原告に対する追加給付が各地で始まっています。

ところが、上記の局長通知で、「原告に対する追加給付については判決が確定するまで行わない」とする方針が突然示されました。特に、最高裁で「塩漬け」状態になっている10の訴訟については、いつ判決が確定するか読めません。最高裁判決後も各地で亡くなる原告が相次いでいますが、このままでは、給付を受けられずに亡くなる原告がさらに増えてしまいます。

最高裁判所への要請

3月24日午前、最高裁で「塩漬け」状態になっている10の訴訟のうち、北は北海道から南は福岡・佐賀まで、7訴訟の弁護士・原告等が、最高裁に対し、以下のとおり、早期の判決確定を求めて要請しました。

厚生労働省への要請

同日午後からは、厚生労働省に対する要求行動が行われました。参加した原告らからは、追加支給を半分に値切って原告と原告以外を分断するだけでなく、原告のなかでも判決が確定しているかどうかで分断する厚労省の対応に、怒りの声が噴出しました。

いまだに原告に直接の謝罪をしようとしない厚労省。最高裁で違法と断じられた保護基準引き下げは、なぜ行われたのか。なぜ、誰も責任を取らないのか。私たちは、再発防止を含め、4つの要求をしました。

詳しくは、[当会 HP サイト](#)でご確認ください。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。